

【重要】

「学生支援緊急給付金給付事業(「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』)について

—白鳳短期大学—

文部科学省より令和2年5月19日付で「学生支援緊急給付金給付事業(「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』)」について通知がありました。

- ・「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』申請の手引
- ・特によくあるご質問

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/mext_00691.html

1. 対象学生

在籍生(専攻科・留学生も含む)で、家庭から自立してアルバイトにより学費を賄っている者(原則として自宅外学生)や、新型コロナウイルス感染症拡大の影響でその収入が大幅に減少していることなどの要件を満たす者。各大学に推薦枠が設定され、審査においては申請内容をふまえて総合的に判断されます。

2. 給付額

住民税非課税世帯の学生 20 万円、上記以外の学生 10 万円

3. 提出書類

①様式 1 学生支援緊急給付金申請書

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/mext_00691.html

②様式 2 学生支援緊急給付金を受け取るための要件に係る誓約書

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/mext_00691.html

③支給要件を満たすことを証明する書類(申請の手引き p.7 参照)

4. 申請方法

郵送(レターパックなど記録が残るもので、下記まで提出して下さい。)

〒636-0011 奈良県北葛城郡王寺町葛下1丁目7番17号

白鳳短期大学 学生支援緊急給付金 担当 宛

5. 締め切り

令和2年7月15日(水) 17:00 必着

6. 問い合わせ先

奨学金メール syougakukin@hakuho.ac.jp